

## 第4回青森地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和3年8月26日(木) 10時27分～11時02分

2 場 所 青森合同庁舎4階 共用会議室

3 出席者

【委員】 公益委員 石岡委員、廣森委員、飛鳥委員、森委員、戸沢委員  
労働者委員 赤間委員、秋田谷委員、小枝委員、黒滝委員、野坂委員  
使用者委員 小笠原委員、田中委員、藤井委員、齋藤委員、  
【事務局】 高橋局長、橋本労働基準部長、吉田賃金室長、小枝  
室長補佐、長尾厚生労働事務官

4 内 容

室長補佐 それでは、全員お揃いになりましたので、ただ今より第4回青森地方最低賃金審議会を開会いたします。

本日の委員の出欠状況ですが、平野委員が欠席されておりますが、定足数に達しておりますことをご報告いたします。

本日の審議会の公開に関しまして、傍聴人の募集公示を行ったところ、3名の申込みがあり、傍聴いただいていることを併せて報告いたします。

それでは、以後の議事進行につきましては、石岡会長によりしくお願いいたします。

石岡会長 はい、それではよろしく申し上げます。

早速、議事に入りたいと思いますが、本日は、8月10日に答申をいたしました青森地方最低賃金にかかる改正決定に対しまして、異議の申出があったというものでございます。

初めに、事務局から申出の状況について説明していただけますか。

賃金室長 はい、説明させていただきます。

青森県最低賃金の改正につきましては、8月10日に「29円引き上げて、『822円』にする」旨の答申をいただいたところではありますが、「審議会の答申要旨」につきまして公示をいたしましたところ、8月18日に「青森県労働組合総連合議長奥村榮」様から、再審議を求めるとの異議の申出がございました。

従いまして、青森労働局長から本審議会に当該異議申出に対する意見を求めることを内容とする「諮問」を行わせていただき、審議会におけます審議を経て、「答申」をいただきたいというふうに考えております。

賃金室長 それでは、高橋労働局長から諮問をさせていただきます。

( 高橋労働局長が、諮問文を読み上げて、石岡会長へ手交 )  
( 各委員に対し、諮問文の写しを配布 )

賃金室長 只今の諮問文の写しは、皆様のお手元に配布させていただいております。  
引き続き、異議の内容等につきまして説明をさせていただきます。まず、異議の点検でございます。会議次第の次に青森県労働組合総連合から提出されました異議申出書の写しを付けてございます。受理にあたり点検をさせていただいておりますが、様式については任意ということですので、この様式で問題ないということになります。

また、異議の申出者の要件。こちらは、最低賃金の決定によって直接利害関係を生ずる青森県内の労働者が構成員となっておりますことから、これにも問題がございません。

異議の内容・理由についても明記されている。以上につきまして、問題がないということから受理しているものでございます。

続きまして、異議申出の内容及び理由でございます。

異議申出書をご覧ください。

上から6行目の「しかし」のところから読ませていただきます。

「しかし、労働者の生計費から見て、極めて不十分と言わざるを得ず、生活改善を図ることはできません。また、地域間格差の解消に期待が高まる中、東京都の28円に対し29円の引き上げでは格差解消には程遠く、若者の青森県からの流出に歯止めをかけることはできません。最低賃金やその近傍の賃金で働いている多くの低所得労働者は、最低賃金の引き上げが唯一の賃上げであり、賃上げ分は生活費として消費に使われ、地域経済への波及効果にも期待できません。

今年度の答申では、週40時間のフルタイムで働いても、月額14万2千円、年収総額では171万4千円余となり、年額6万円余、月額では5千余の増額にしかならず、「ワーキングプア」から抜け出すこともできません。

この金額では、「結婚の壁」年収300万円には程遠く、結婚して、子供を産み、育てることは到底かないません。

消費不況を真に克服し、地域経済を活性化させるには労働者の賃金を引き上げること、とりわけ低所得者層の底上げが決定的に重要です。

そのためには、労働者の7割を雇用している中小企業への抜本的支援強化が不可欠です。

そうしたことから、下記の異議申出を行います」

とういうことでございます。

では、次の「記」のところを読み上げさせていただきます。

「1. 青森県最低賃金の時間額を29円引き上げ、822円とすることについては上げ幅が低く不服であり、再審議を求めます。

2. 最低賃金の地域格差の解消、全国一律最低賃金制などを展望し、青森県の最低賃金を食べていけるだけでなく、8時間働けば安心して生活できる額に引き上げてください。

3. 景気浮揚・最低賃金引上げにあたって、公正取引の徹底や中小零細企業への支援策の強化は喫緊の課題です。政府に対して、最賃引き上げ分の賃金補填や社会保険料の事業主負担分の軽減、消費税減税など、中小零細企業への有効な支援策をさらに充実・強化するよう求めてください」

これが異議の申出の内容でございます。

次に理由について読み上げます。2ページ以下に理由がございます。それぞれ申出内容の1、2、3、さらに、まとめとして4がございますけれども2、3につきましては、全国一律最賃制度であるとか中小企業支援策ということもございますので、8月10日の答申内容とは直接の関係が薄いところもございますので、1、4の主な部分を読み上げさせていただきます。

「理由(1)労働者の生活実態からみて引上げ額は不十分です。残念ながら答申された金額では、『ワーキングプア』を解消することはできません。フルタイムで働いた場合、月額142,864円、年額1,714,368円となります」

少し飛ばして次の段です。

「私たちが2016年に青森市で実施した「最低生計費試算調査」では、25歳単身のフルタイム時間換算で1,243円、月150時間換算で1,441円が必要との結果が示されています。青森県の所定内労働時間143.2時間換算では1,509円が必要となります」

また1段飛ばします。

「進学や就職で県外へ転出する「社会減」は、減少率が全国のトップクラスになっており、若者が地元で働き、生活できるための賃金政策の確立が求められています。最低賃金及びその近傍の賃金で働く労働者は、最低賃金の引き上げ分の多くが消費に向けられることから、労働者の生活改善及び青森県経済の好循環が期待されています」

また、1段飛ばしまして、2ページの最後の段落です。

「このような状況を直視し、労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な改定、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められています。答申の時間額822円では、「結婚を諦めろ」「ワーキングプアで苦しみなさい」「賃金の高いところへ行きなさい」と言っているのと同じで、青森県の将来に希望が持てません。

最低賃金の改定審議にあたっては、現行金額からいくら引き上げるかという検討とともに、一人の労働者が独立して生計を営むに当たり、その賃金水準がいくらあればいいのかを議論し、明らかにしていくことが重要であると考えます。

再度のご審議をお願いいたします」

ということでございます。

次に、4ページに「おわりに」ということでまとめがございますので最初の段を読ませていただきます。

「最低賃金及びそれに近い水準の賃金で働く労働者は、外食を控え、娯楽を控え、外出を控える生活をしています。病気になってもすぐに病院に行くこともできません。

これが憲法第25条に規定されている『健康で文化的な生活』といえるでしょうか。『健康で文化的な生活』が最低限度として保障されなくてはなりません。働いても、働いてもなお生活が苦しいという状況を放置することはできません。これは社会的な重要課題です。不合理な賃金格差は「青森で働きたい」「青森で暮らし続けたい」という青年労働者の意欲をそぎ、その結果、地域を疲弊させてしまいます。

最低賃金及びそれに近い水準の賃金で働く労働者は、最低賃金の引き上げが賃上げに直結しており、賃上げ部分は生活費として消費されます。地域経済の活性化の面からも、最低賃金の大幅な引き上げが求められています」

これらがまとめ部分でございます。

以上が異議申出の概要でございます。異議申出の内容及び理由については申出書で明確になってございます。

なお、申出の記の3の公正取引の徹底と中小零細企業への支援策の強化の要望事項につきましては、本審議会の答申に対する異議には当たらないと考えられますけれども、これにつきましては、県労連様が5月に行われました局長宛ての要請でもいただいております。7月の本審議会、さらには、厚生労働省にも報告しておりますことを申し添えさせていただきます。

異議申出期間は、昨日8月25日まででございましたけれども、これ以外の申出はございませんでしたので、本件についてのみご審議をお願いいたします。

以上でございます。

石岡会長　では、これまでのところで何かご質問はございますか。

(委員の間から、「特になし」)

石岡会長　それでは、この異議申出に対して当審議会として意見をまとめなければいけないわけですが、双方何かご意見はございませんか。

小笠原委員　使用者委員の小笠原でございます。

只今、異議の申出の内容と説明があったところでございますが、今年度の金額審議におきましては、真摯な議論を重ねて決定したことから再審議の必要性はないものと考えます。

以上でございます。

石岡会長 労働者側はいかがですか。

秋田谷委員 労働者側代表委員の秋田谷でございます。異議申立の内容としては、3点あったというふうに思っております。

まず1点目、引き上げ幅についての部分でありますけれども、異議申立の中身についての基本的な考え方については、わたくしたち労働者側が主張してきた内容と同じだというふうに認識をしております。具体的な金額審議の専門部会においては、低廉な労働者の実態と生計費、労働力の確保、地域経済の活性化、さらには、格差の縮小といったことを主張しながら最終的には公益見解の中で示されたものを採決をしてきたというふうなことでありますので、そういったことも十分に考慮する必要があるというふうに思っております。

あとは、再審となれば発効日が先延ばしされるというふうなことからいくと最低賃金近傍で働く労働者にとっては非常に厳しい状況が先延ばしされるというふうなことからいうと、早期の最低賃金の発効が望ましいというふうなことから再審の必要性はないものというふうに思っております。

中小零細企業への支援策の強化については、先ほど、室長のほうからも説明があったとおりでありますけれども、これについてもしっかりと取り組み、前進がなされることを労働者としても望んでいるところでございます。

異議申出書の「最後に」のところで、会議の公開についてというものがありませんでした。今年度については、専門部会については個人情報保護の観点から非公開、議事録については議事要旨というふうになって、それを前段で確認してきたというふうなところでございます。しかしながら、審議の公開については来年度の審議のスタートに立って他県の状況とか公開の必要性などを踏まえながら、今後検討していく必要があるのではないかとというふうに考えております。

以上です。

石岡会長 双方の代表委員からご意見をいただきましたが、ほかには何かございませんか。

(委員の間から、「特になし」)

石岡会長 今年度は専門部会を予備日も使いまして、計5回の審議を行って参りました。異議申出の理由については、理解できる部分はもちろんあるわけなのですが、そういったことも含めて専門部会の中で慎重な審議をし、最終的には、我々公益委員の公益見解というのを出したわけですが、相当悩んだ上で見解を出したという経緯もございますので、答申結果をここでまた変えるというまでの理由はないのではないかと考えておりますが、そのようなところでよろしいでしょうか。

(委員の間から、「異議なし」の声)

石岡会長　それでは、全会一致で本審議会の答申どおり決定するのが適当ということで答申をすることにしたいと思います。

賃金室長　それでは、これから答申文の案をお配りさせていただきますので少々お待ちいただきたいと思います。

(各委員に対し、答申文の案を配布)

石岡会長　それでは、答申文の案につきまして委員の皆様にご確認いただきたいと思いますが、この案について何かご意見はございますでしょうか。

(委員の間から、「特になし」)

石岡会長　この答申文をもちまして答申とすることにいたします。

室長補佐　それでは、引き続きまして答申に移らせていただきます。  
石岡会長より、高橋労働局長に対しまして答申をお願いいたします。

(石岡会長が答申文を読み上げて、高橋労働局長へ答申文を手交)

石岡会長　それでは、青森最低賃金についての異議申出にかかる議題はこれで終了といたします。

引き続き、産業別最低賃金の審議に入ることになりますが、事務局から日程などについて説明をしてください。

賃金室長　それでは説明させていただきます。

異議申出書の後に産業別最低賃金関係資料がございますのでご覧いただきたいと思います。

２ページでございますが、８月の１０日の審議会で確定いたしました産業別検討小委員会の委員の名簿でございます。

小委員会の委員長と委員長代理につきましては、９月２日の第１回検討小委員会で正式に決めていただくこととなりますけれども、事務局といたしましては、委員長に石岡委員、委員長代理に森委員の就任をお願いしたいと考えておりますのでお知らせさせていただきます。

続く３ページでございますが、９月２日と１５日の検討小委員会の申出人・参

考人の名簿でございます。1日に2業種ずつ申出人・参考人の順で意見聴取を行いますのでそれぞれの時刻をご確認願います。

なお、この名簿の9月2日の各種商品小売業の参考人でございますが、この名簿では、イオン東北株式会社人事部部長加藤理様と記載ございますけれども変更になるという連絡をいただいております。まだ、どなたになるかというところが未確定ということですが参考人が変更になることをお伝えさせていただきたいと思っております。

2日は、各種商品小売と自動車小売の意見聴取をお願いすることになります。さらに、15日には鉄鋼、電気機械器具製造業を行います。電気機械器具製造業につきましては、参考人のほか1名が陪席する可能性がございますのでご了解ください。

また、15日の小委員会、こちらとこの後に第5回の本審議会がございますけれども、こちらにつきましてはインターンシップの学生6名が見学を予定しておりますことをご知らせいたします。

この意見聴取後に小委員会としての産別の改正の必要性の有無の結論を出していただくこととなります。

なお、各申出人・参考人様につきましては意見聴取メモの提出及び検討小委員会への出席のご案内の通知も差し上げてございます。

次に、2枚戻っていただきまして、資料1です。産別の審議日程でございます。

9月15日の検討小委員会が終わりますと同じ日の11時45分から第5回本審を開催いたします。検討小委員会の状況により多少開催時刻がズレる可能性もございますけれども、基本的には検討小委員会に出ないで本審だけ出席される委員もございますので45分より前にはならない、後ろ倒しになる可能性はあることをご了解いただきたいと思います。

第5回の本審議会では小委員会報告をもとにご審議いただき、審議会として改正の必要性の有無についての答申をいただきたいと思いますと考えております。この答申におきまして、「改正の必要性あり」との結論になった場合には、同日に金額改正の諮問をさせていただきます。

また、「必要性あり」となった場合には、同日9月15日から労側・使側の専門部会委員の推薦公示を行います。推薦の期限でございますが、最初の専門部会9月27日月曜にあります。さらに、前の週の23日木曜日が秋分の日ということで旗日になっているということもございまして、大変ショートで申し訳ないのですが、推薦の期限は21日までとさせていただきまして、公示日から日がございませんので、恐縮ですが、推薦予定の方の選定準備はお早めをお願いしたいと思います。21日までに推薦をいただきますと、その週の平日22日と24日に局内の事務処理をして、各委員には「委員の選任の通知」と「専門部会の開催の通知」を24日中には送らせていただくことにいたします。

専門部会でございますが、9月27日の鉄鋼業専門部会からスタートし、9月

29日が電気機械器具製造業、10月4日が各種商品小売業、10月5日が自動車小売業。それぞれの専門部会での調査審議をお願いすることとなります。

そのあと、10月12日に本審議会を開催し、各専門部会の報告を受けまして産別最低賃金改正の答申をいただくという日程となっております。

会場につきましては、脇でございますが、ここがメインになるんですけども、鉄鋼業専門部会につきましては第2合庁、税務署とか法務局が入っているビルになりますので、この日程表を改めてご確認いただきたいと思います。

産別にも異議申出の制度がございます。これまで異議があったということはないんですけども、異議があった場合に備えまして、10月29日の10時から異議申出があった場合の本審議日程を確保したいと思います。これまでやったことがないので、この日を必ず空けておいて下さいとまで言う気もないんですけども、一応、異議が出てくればこれをやるということをご承知いただきたいというふうに思います。

委員の皆様には、開催案内を机の上に置かせていただいております。これは、検討小委員会と第5回の本審までのものでございます。検討小委員会の委員の方には、検討小委員会と第5回本審議会の2通、小委員会の委員でない方につきましては、第5回の本審議会のみ1通の開催案内を置かせていただいておりますのでご確認いただきたいと思います。もし、ないということがございましたらお申し出いただければというふうに思います。

なお、検討小委員会の案内には2日と15日の2回分の日時が書いております。ただし、使用者代表委員のうち、小笠原委員を除く委員の方はどちらかの1回が担当となっているということですので、ご担当される業種が含まれるいずれか1回のみ出席いただくということですのでよろしくお願いしたいと思います。

その他につきまして、4ページからでございますが、前もお話させていただきました産別改正申出状況であるとか、全国の産別の状況についての資料も付けさせていただきましたが、説明は省略させていただきます。

産別審議の日程等の事務局からの説明は以上でございます。

石岡会長　　今までのところで何か質問はございますか。

(委員の間から、「特になし」)

石岡会長　　それでは次に、今後の産別の審議で非公開とするかについて確認をしたいと思っております。

日程のほうをご覧いただきたいと思いますが、9月15日の第5回本審、それから、各専門部会が終了した後の10月12日の第6回の本審。これらは公開というふうに今までもしてきております。これに対しまして、これから始まる検討小委員会、専門部会。これらにつきましては、個別企業の賃金や経営状況等につ



いて意見が述べられるということもありますので個人もしくは団体の権利利益が侵害される恐れがあります。また、業種ごとの専門部会に関しては、具体的な金額審議の場となりますので積極的な意見の交換、異議、主張が出てくることであるということで、これまでは非公開としてきております。こういった経緯も参考にして、各小委員会、各専門部会において適切に対応いただくようお願いいたします。

石岡会長      それから、そのほかに何かございますか。

賃金室長      当日配布資料ということで先ほどの資料とは別に綴じていないほうの資料について説明をさせていただきます。

まず、プレスリリースの資料でございます。8月13日付で厚生労働省が全国の地域別最低賃金の答申状況を発表しておりますので付けさせていただきます。めぐりまして裏面になりますけれども、全国の一覧表が出ております。中賃の目安28円の引き上げをしたところが40都道府県ということでございます。7県が目安上乘せの答申というふうになってございます。青森等4つが目安プラス1、秋田と大分が目安プラス2、島根がプラス4ということでございます。

次ですが、これは何回もお話させていただいておりますけれども、助成金関係の資料を配布させていただいております。「業務改善助成金を使いやすくなります」というのと「生産性向上のヒント集」の2つでございます。最低賃金に関する中小企業・小規模事業者に対する主な支援策といたしましては、業務改善助成金がございます。前にもお知らせさせていただいておりますように、8月からより利用しやすくなるよう上限額の拡大であるとか、引き上げる労働者数の拡充、さらに、45円コースの新設、年度内複数回の申請が可能になるということなどの改正が行われております。

また、「業務改善助成金を使いやすくなります」のリーフレットの裏面でございますが、上から3つ目、お問い合わせ先といたしまして、この助成金に特化したしましたコールセンターも新たに開設されております。ぜひ、お気軽にお問い合わせいただきたいというふうに思います。

小冊子につきましては、今年度版の業務改善助成金等の全国の事例集でございます。業務改善助成金は、この冊子の中の14ページからになるので後からご覧いただければと思いますけれども、制度説明が最初でございますが、これにつきましては、改正の前のものになりますのでご留意いただきたいというふうに思います。

労働局では、この助成金等につきまして、これまでも各経済団体等につきまして周知の依頼等をさせていただいておりますけれども、今後もあらゆる機会を通じまして周知を図って参るつもりでございます。委員の皆様におきましても引き続き周知について利用勧奨も含めてご協力を賜りたいとお願いいたします私

の説明を終わらせていただきます。

以上でございます。

石岡会長　この小冊子の21ページは、青森県のタクシー会社で中央会の紹介となっておりますけれども、何かご報告とかはございますか。

田中委員　いえ、特にないですね。

石岡会長　県内でもこういうふうにしてうまくいった例があるということなんですね。

賃金室長　そうですね。今年10月から29円上がるということですから、その前に先んじて30円上げるとか、そういったところで利用できるかもしれないですね。ぜひ、団体のほうにも、会員事業場様への周知も引き続きお願いしたいというふうに思います。

石岡会長　これまでのところで何か委員の皆さんから意見等はございますか。

(委員の間から、「特になし」)

石岡会長　事務局からもございませんかね。

賃金室長　はい。

石岡会長　それでは、本日の審議会はこれをもって閉会としたいと思います。どうもお疲れさまでした。